

特定非営利活動法人一支國研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人一支國研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県壱岐市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民に対して、壱岐の歴史、民俗、伝統芸能などの調査研究、壱岐島の環境保全・地域振興・交流人口の拡大に効果が期待される歴史文化遺産の活用、情報発信に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 一支國歴史発見事業
  - ② 古代生活体験事業
  - ③ 河川等愛護活動事業
  - ④ 古墳ロード整備事業
  - ⑤ 森林づくり活動事業
  - ⑥ 原の辻遺跡ウォーク事業
  - ⑦ 古代米栽培事業
  - ⑧ 遺蹟ガイド事業
  - ⑨ 原の辻遺跡公園管理事業
  - ⑩ 発掘調査委託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

===中略===

(附則)

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 入会金     | 1, 000円 |
| (2) 年会費 正会員 | 2, 000円 |
| 賛助会員        | 1, 000円 |